

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一三一、三八四円	二二一、六八四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	二二一、四一四円	一九七、九五四円
二百五十人以上	一四二、八六九円	二五五、七四四円	一一九、八五一円	二二〇、一五一円	一一九、五三九円	二二二、四一四円	二二二、四一四円	二二二、四一四円
一千人以上	一八八、九一〇円	三二四、三六〇円	一七七、〇四五円	三二二、四九五円	一五八、五四〇円	三二一、五六五円	三二一、五六五円	三二一、五六五円
二千人以上	二〇七、一〇三円	三四二、五五三円	一八三、三七七円	三二八、八二三円	一七六、七五二円	三二七、三五二円	三二七、三五二円	三二七、三五二円
三千人以上	二二五、六九六円	三六一、一四六円	二〇一、二五四円	三五九、二七九円	一九四、九四五円	三七五、五四五円	三七五、五四五円	三七五、五四五円
五千人以上	二五三、七一六円	四一一、七四一円	二五一、五八〇円	四七七、三三〇円	二四五、九三六円	四九四、二六一円	四九四、二六一円	四九四、二六一円
一万人以上	二九六、〇三二円	五二一、七八一円	二九三、八九五円	五八七、三七〇円	二八一、五七〇円	五七五、〇四五円	五七五、〇四五円	五七五、〇四五円
一万五千人以上	三三三、〇四五円	五八〇、三七〇円	三二九、一七七円	六六七、八二二円	三二七、二二五円	六七八、四二五円	六七八、四二五円	六七八、四二五円
二万人以上	三五五、八二五円	六四九、二九〇円	三五二、九六七円	七三六、七四二円	三四〇、九九四円	七四七、三四四円	七四七、三四四円	七四七、三四四円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一六〇、四五六円	二七二、二八六円	一六四、五一二円	二九七、五〇八円	一四七、一一四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円
二百五十人以上	一七八、一八六円	三一一、一八二円	一八二、二四二円	三三七、四〇四円	一六四、八四四円	二九七、八四〇円	二九七、八四〇円	二九七、八四〇円
一千人以上	二二六、一一七円	三七二、二七九円	二二〇、一七三円	三九七、五〇一円	一九六、六九二円	三五一、八五四円	三五一、八五四円	三五一、八五四円
二千人以上	二三四、八一二円	三八九、九七三円	二二五、九二五円	四〇三、二五三円	二二〇、一七三円	三九七、五〇一円	三九七、五〇一円	三九七、五〇一円
三千人以上	二五八、六九三円	四三六、〇二二円	二六六、八〇五円	四八八、四六五円	二四三、六五五円	四四三、一四九円	四四三、一四九円	四四三、一四九円
五千人以上	二八七、九七六円	五二九、六三六円	二九九、〇九〇円	五四二、一九六円	二七五、六〇八円	四九七、二六八円	四九七、二六八円	四九七、二六八円
一万人以上	三六二、八六一円	六二八、八五三円	三五八、〇三二円	六六八、三五五円	三二八、七九七円	六一六、九五五円	六一六、九五五円	六一六、九五五円
一万五千人以上	四八二、九八二円	八八一、九七〇円	四九九、一九〇六円	九八六、八五八円	三九九、七一一円	七七六、五三九円	七七六、五三九円	七七六、五三九円
二万人以上	六二八、八三三円	一一二七、二八三円	五七一、一一二円	一一一四、四三七円	四七〇、六三六円	九三六、一一二円	九三六、一一二円	九三六、一一二円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
市	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
町	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
村	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
投票日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
選挙人の数	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
区以上の満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八	六〇、五八三	一七三、四五八
千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満
三千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五
三千九百人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五
五千九百人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五
一万九百人未満	八七、七〇七	二四九、七三二	八五、二九八	二四三、三二三	九六、四五二	二七七、〇五一	九六、四五二	二七七、〇五一
一万九千人未満	八七、七〇七	二四九、七三二	八五、二九八	二四三、三二三	九六、四五二	二七七、〇五一	九六、四五二	二七七、〇五一
二万人未満	一一二、一六六	三四六、九一六	一一二、一六六	三四六、九一六	一一二、一六六	三四六、九一六	一一二、一六六	三四六、九一六
二万人以上	一一二、一六六	三四六、九一六	一一二、一六六	三四六、九一六	一一二、一六六	三四六、九一六	一一二、一六六	三四六、九一六
区以上の満	一三二、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三二	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	一八八、〇八四	五四九、二八四
二万人未満	一三二、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三二	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	一八八、〇八四	五四九、二八四
二万人以上	一三二、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三二	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	一八八、〇八四	五四九、二八四
区以上の満	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、三三七	五八三、〇一一	二二〇、三九〇	六二六、七四〇	一九九、三三七	五八三、〇一一
二万人未満	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、三三七	五八三、〇一一	二二〇、三九〇	六二六、七四〇	一九九、三三七	五八三、〇一一
二万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、三三七	五八三、〇一一	二二〇、三九〇	六二六、七四〇	一九九、三三七	五八三、〇一一

3

第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十條第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
市	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
町	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
村	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
投票日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
選挙人の数	一〇、五〇六円	一一、二八八円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
区以上の満	一〇、五〇六	一一、二八八	八、九二四	九、六三六	八、九二四	九、六三六	八、九二四	九、六三六
千人未満	一一、七三七	一二、三二七	九、七二五	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五	九、七二五	一〇、四二七
千人以上	一一、七三七	一二、三二七	九、七二五	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五	九、七二五	一〇、四二七

区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
市	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
町	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
村	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
投票日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
選挙人の数	八九、八八六円	二〇〇、七一六円	一〇六、八八四	二二九、八八〇	一〇六、八八四	二二九、八八〇	八九、八八六円	二〇〇、七一六円
区以上の満	一〇六、八八四	二二九、八八〇	一〇六、八八四	二二九、八八〇	一〇六、八八四	二二九、八八〇	一〇六、八八四	二二九、八八〇
千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満	二千人未満
三千人未満	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
三千九百人未満	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
五千九百人未満	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
一万九百人未満	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
一万九千人未満	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
二万人未満	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
二万人以上	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二	二二六、三三〇	二八二、四九二
区以上の満	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
二万人未満	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
二万人以上	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
区以上の満	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
二万人未満	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
二万人以上	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
区以上の満	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
二万人未満	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六
二万人以上	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六	四三三、二二八	五二〇、六五六

3

第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十條第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
市	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
町	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
村	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
投票日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
選挙人の数	一一、八五九円	一三、七六九円	一四、三一六円	一五、四〇八円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円	一一、八五九円	一三、七六九円
区以上の満	一一、八五九	一三、七六九	一四、三一六	一五、四〇八	一一、〇五〇	一二、九六〇	一一、八五九	一三、七六九
千人未満	一五、一一五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一五、一一五	一六、二二七
千人以上	一五、一一五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一五、一一五	一六、二二七

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一五、七七九	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一六、八二七	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一四、九六八	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	一六、〇三六	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一八、一一一	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一九、三八五	一一、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一九、五六八	一三、五九六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	二一、〇二四	一四、六八八円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一五、七五九	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一六、八二七	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一四、九六八	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	一六、〇三六	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一八、一一一	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一九、三八五	一一、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一九、五六八	一三、五九六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	二一、〇二四	一四、六八八円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

二万人以上	二九、〇〇三	三二、三二七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市
五日	二五、〇五六円	二五、〇五六円	五日	二五、〇五六円	二五、〇五六円	五日	二五、〇五六円	二五、〇五六円
六日	一三六、五四一	二四九、四一六	六日	一一三、五三三	一九一、六二六	六日	一一三、五三三	一九一、六二六
七日	一八二、五八二	三二八、〇三二	七日	一七〇、七一一	三〇六、一六七	七日	一五二、二二二	三二〇、二三七
八日	二〇〇、七七五	三三六、二二五	八日	一七七、〇四五	三二二、四九五	八日	一七〇、四二四	三五一、〇二四
九日	二一九、六九九	三五五、一四九	九日	一九五、二五七	三五三、二八二	九日	一八八、七八三	三六九、三八三
十日	二四一、〇六〇	三九九、〇八五	十日	二三八、九二四	四六四、六七四	十日	二三三、二八〇	四八一、六〇五
十一日	二八三、二七五	五〇九、一二五	十一日	二八一、二二九	五七四、七一四	十一日	二六八、九一四	五六二、三八九
十二日	三一九、三九九	五六七、七一四	十二日	三一六、五四一	六五五、一六六	十二日	三〇四、五六九	六六五、七六九
十三日	三二四、一五九	六三六、六三四	十三日	三四〇、三一一	七二四、〇八六	十三日	三二八、三三八	七三四、六八八

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市
五日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	五日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	五日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
六日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	六日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	六日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
七日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	七日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	七日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
八日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	八日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	八日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
九日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	九日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	九日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
十日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
十一日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十一日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十一日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
十二日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十二日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十二日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
十三日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十三日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	十三日	四九、四三〇円	一三九、七三〇円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

二万人以上	五六、六五〇	六一、二〇〇	五八、九一六	六三、六四八	四七、五八六	五一、四〇八
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市
五日	一五四、七〇四円	二六五、五三四円	五日	一五八、七六〇円	二九一、七五六円	五日	一四一、三六二円	二五二、一九二円
六日	一七二、四三四	三〇五、四三〇	六日	一七六、四九〇	三三一、六五二	六日	一五九、〇九二	二九二、〇八八
七日	二二〇、三六五	三六五、五二七	七日	二二四、四二二	三九一、七四九	七日	一九〇、九四〇	三四六、一〇二
八日	二二九、〇五九	三八四、二二二	八日	二二〇、一七三	三九七、五〇一	八日	二二四、四二二	三九一、七四九
九日	二五二、九四一	四三〇、二六九	九日	二六一、〇五三	四八二、七二三	九日	二三七、九〇三	四三七、三九七
十日	二九六、四七二	五一八、一三二	十日	二八七、五八六	五三一、四二二	十日	二六四、一〇四	四八五、七六四
十一日	三五一、三五七	六一七、三四九	十一日	三四六、五二七	六五六、八五一	十一日	三一七、二九二	六〇五、四五一
十二日	四七一、四七八	八七〇、四六六	十二日	四八七、七〇二	九七五、三五四	十二日	三八八、二二三	七六五、〇三五
十三日	六〇七、三二九	一一一、四七九	十三日	五五九、六一七	一一三、九三三	十三日	四五九、一一二	九二四、六一八

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市
五日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	五日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	五日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
六日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	六日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	六日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
七日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	七日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	七日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
八日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	八日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	八日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
九日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	九日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	九日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
十日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	十日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
十一日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十一日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	十一日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
十二日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十二日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	十二日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円
十三日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円	十三日	一〇六、八八四円	二三九、八八〇円	十三日	八九、八八六円	二〇〇、七六六円

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇
二千未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	二四三、三二三	二八一、四九二
三千未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五二	二七七、〇五一	二七七、〇五一	三二〇、六五六
五千未満	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	一四三、三二八	一四三、三二八	一四三、三二八	一四三、三二八
一万未満	八七、七〇七	二四九、七三二	一二一、一六六	三三六、九一六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一七九、七七二	四〇一、四三二
一万五千未満	一二一、一六六	三三六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇
二万未満	一三二、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三二	五一一、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	五四九、二八四	五四九、二八四
二万五千以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇一一	二二〇、三九〇	六六六、七四〇	六六六、七四〇	六六六、七四〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一〇、五〇六円	一一、二八円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
二千未満	一一、七三七	一二、三六二	九、七一一	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五	一一、一五五	一二、〇四五
三千未満	一五、七五九	一六、八二七	一四、九六八	一六、〇三六	一五、六一七	一六、八六三	一五、六一七	一六、八六三
五千未満	一六、五五〇	一七、六一八	一四、九六八	一六、〇三六	一七、八四八	一九、二七二	一七、八四八	一九、二七二
一万未満	一七、三四一	一八、四〇九	一七、一九九	一八、四四五	一八、六三九	二〇、〇六三	一八、六三九	二〇、〇六三
一万五千未満	一九、五七二	二〇、八一一	二二、八九二	二五、六七二	二五、三三二	二七、二九〇	二五、三三二	二七、二九〇

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四
二千未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
三千未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六
五千未満	一四三、三二八	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六
一万未満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万五千未満	二二一、七六八	四七九、七六〇	二四七、七六四	五五八、〇八八	二二一、七六八	四七九、七六〇	二四七、七六四	五五八、〇八八
二万未満	三一一、七五六	七一九、七四四	三八三、七四八	八七一、四〇〇	三一一、七五六	七一九、七四四	三八三、七四八	八七一、四〇〇
二万五千以上	四三四、七四二	九八八、八九二	四五一、七四〇	一〇二八、〇五六	四三四、七四二	九八八、八九二	四五一、七四〇	一〇二八、〇五六

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一一、八五九円	一三、七六九円	一四、三一六円	一五、四〇八円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円
二千未満	一五、一二五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一四、三三六	一五、四〇八
三千未満	一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四二	一八、二二六	一六、九四二	一八、二二六
五千未満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、一〇八	二〇、六六四	一九、一〇八	二〇、六六四
一万未満	二一、五四六	二二、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八三四	二二、四七二	二一、八三四	二二、四七二
一万五千未満	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇	二四、一〇〇	二五、九二〇

一万八千以上	二六、一六五	二八、〇四五	三〇、五八五	三二、八九九	三二、八九九
一万五千以上	三〇、〇七八	三二、〇三六	三五、八三八	三八、五〇八	四〇、一二六
一万二千以上	三四、五四〇	三六、八五四	四〇、二〇〇	四三、三二六	四四、九四四
二千人以上					

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	投票日	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
千五百人以上	投票日	一一、一五五	一一、〇四五	八、九二四	九、六三六	一一、一五五	一一、〇四五	一一、一五五	一一、〇四五
二千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一三、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一六、八六三	一六、八六三
三千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一三、二八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二	一九、二七二	一九、二七二
五千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二	一九、二七二	一九、二七二
一万人以上	投票日	一五、六一七	一六、八六三	二二、三三〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九	二六、四九九	二六、四九九
一万五千人以上	投票日	二二、三三〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三一、三二七	二九、〇〇三	三一、三二七	三一、三二七	三一、三二七
二万人以上	投票日	二九、〇〇三	三一、三二七	三三、三二七	三六、一三五	三五、六九六	三八、五四四	三八、五四四	三八、五四四

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

一万八千以上	三一、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九八
一万五千以上	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二
一万二千以上	六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六
二千人以上					

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	投票日	一一、三三〇円	一二、二四〇円	一三、五九六円	一四、六八八円	一四、六八八円	一五、三三〇円	一五、三三〇円	一五、三三〇円
千五百人以上	投票日	一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六	一七、一三六	一八、二二八	一八、二二八	一八、二二八
二千人以上	投票日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四	一九、五八四	二〇、三三六	二〇、三三六	二〇、三三六
三千人以上	投票日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四	一九、五八四	二〇、三三六	二〇、三三六	二〇、三三六
五千人以上	投票日	一八、二二八	一九、五八四	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、四八〇	二六、四二八	二六、四二八	二六、四二八
一万人以上	投票日	二二、六六〇	二四、四八〇	二九、三七六	三一、七二四	三一、七二四	三三、二七二	三三、二七二	三三、二七二
一万五千人以上	投票日	二七、一九二	二九、三七六	三三、七二四	三六、一五六	三六、一五六	三八、五二二	三八、五二二	三八、五二二
二万人以上	投票日	三三、七二四	三六、一五六	四〇、七八八	四三、二〇〇	四三、二〇〇	四六、一五六	四六、一五六	四六、一五六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千七百八十二円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千八百十六円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万三千三十二円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千六十五円

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 投票区 の選挙 人の数	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
	区	市	町 村	区	市	町 村
五百人以上		一、六七一円	一、六七一円		一、六七一円	一、六七一円
千五百人以上		一、六七一円	二、〇七二円		一、六七一円	二、〇七二円
二千人以上		二、〇七二円	二、八七一円		二、〇七二円	二、八七一円
三千人以上		二、〇七二円	三、二七二円		二、〇七二円	三、二七二円
五千人以上		二、八七一円	三、二七二円		二、八七一円	三、二七二円
一万人以上		四、〇七二円	四、四七二円		四、〇七二円	四、四七二円
一万五千人以上		五、二七一円	五、二七一円		五、二七一円	五、二七一円

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二十三円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 投票区 の選挙 人の数	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
	区	市	町 村	区	市	町 村
五百人以上		二、〇七二円	二、〇七二円		二、〇七二円	二、〇七二円
千五百人以上		二、八七一円	二、四七二円		二、八七一円	二、四七二円
二千人以上		三、二七二円	二、八七一円		三、二七二円	二、八七一円
三千人以上		三、二七二円	三、二七二円		三、二七二円	三、二七二円
五千人以上		四、〇七二円	三、六七一円		四、〇七二円	三、六七一円
一万人以上		四、四七二円	四、四七二円		四、四七二円	四、四七二円
一万五千人以上		五、六七二円	五、六七二円		五、六七二円	五、六七二円

二万五千人以上	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一	六、四七一
二万人未満	六、八七一	七、二七一	六、八七一	七、二七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の種類	投票の翌日	平日	休日
千人未満	二二五、七五一円	二二八、六一五円	二二八、六一五円
二千人未満	三二一、〇八七	三二五、五六二	三二五、五六二
三千人未満	四二五、六六五	四三一、七五一	四三一、七五一
五千人未満	五二一、三八九	五二九、〇八六	五二九、〇八六
一万人未満	六二六、三〇九	六三五、六一七	六三五、六一七
一万五千人未満	七二一、六九七	七三二、六一六	七三二、六一六

二万五千人以上	八、八七一	六、八七一	八、八七一	六、八七一
二万人未満	一〇、四七一	八、四七一	一〇、四七一	八、四七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

(新設)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の種類	投票の翌日	平日	休日
千人未満	三〇二、九〇〇円	三一二、六七四円	三一二、六七四円
二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八	四四二、九三八
三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二	五六七、九七二
五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一	六八四、一五一
一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇	八二四、〇〇〇
一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇	一、〇四一、一六〇

一万五千人以上	八四七、六七〇	八六〇、五五八
二万人未満	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
三万人未満	一、一一五、五五三	一、一三二、二〇〇
三万人以上		

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 区域の 人口の 階級	開票の翌日	休日
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇四〇円
二千未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇
三千未満	三四八、八七四	三五四、九六〇
五千未満	四四一、二二三	四四八、九二〇
一万未満	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万五千未満	六二五、九二一	六三六、八四〇
二万五千未満	七三八、七九二	七五一、六八〇
三万未満	八八二、四四六	八九七、八四〇
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

一万五千人以上	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
二万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
三万人未満	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一
三万人以上		

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 区域の 人口の 階級	開票の翌日	休日
千人未満	二四四、七八二円	二五四、五五六円
二千未満	三六七、一七三	三八一、八三四
三千未満	四七五、九六五	四九四、九七〇
五千未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六
一万未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万五千未満	九一一、一三三	九四七、五一四
二万五千未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八
三万未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	九二八、五四二	九四三、八五〇
三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙人の数	開票日	平日	休日
千人未満	六二、五七五 円	二二五、七六七 円	
千人未満	六四、五六二	三〇五、四八七	
二千人未満	七六、七九一	四〇四、四四九	
三千人未満	八〇、一六六	四九四、五五七	
五千人未満	九二、七三七	五九三、八六一	
一万人未満	九五、七七六	六八三、六三三	
一万五千人未満	一〇八、八七八	八〇二、七四二	
二万人未満	一一七、六九六	九四六、四七八	
三万人以上	一六二、二八〇	一、〇五七、五二一	

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙人の数	開票日	平日	休日
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円	
千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七	
二千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七	
三千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二	
五千人未満	八八、六一六	七二五、〇四四	
一万人未満	九三、六四六	九一三、六五九	
一万五千人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四	
二万人未満	一一二、七七二	一、二八七、七一六	
三万人以上	一一五、八一二	一、四〇〇、九〇六	

開票区の選挙人の数	金額
-----------	----

開票区の選挙人の数	金額
-----------	----

千人未満	一五四、一九二円
二千人未満	二四〇、九二五
三千人未満	三二七、六五八
四千人未満	四一四、三九一
五千人未満	五〇一、一二四
一万人未満	五八七、八五七
一万五千人未満	六九三、八六四
二万人未満	八二八、七八二
三万人以上	八九六、二四一

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙区 の 議 員 の 数	投票の翌日 の 平日	投票の翌日 の 休日
千人未満	二二五、七五一円	二二八、六一五円
二千人未満	三二一、〇八七	三二五、五六二
三千人未満	四二五、六六五	四三一、七五一
五千人未満	五二一、三八九	五二九、〇八六
一万人未満	六二六、三〇九	六三五、六一七
一万五千人未満	七二一、六九七	七三二、六一六
二万人未満	八四七、六七〇	八六〇、五五八

千人未満	二二〇、三〇二円
二千人未満	三三〇、四五三
三千人未満	四二八、三六五
四千人未満	五二六、二七七
五千人未満	六三六、四二八
一万人未満	八二〇、〇一三
一万五千人未満	一、〇二八、〇七六
二万人未満	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙区 の 議 員 の 数	投票の翌日 の 平日	投票の翌日 の 休日
千人未満	三〇二、九〇〇円	三一二、六七四円
二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八
三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二
五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一
一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇
二万人未満	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六

三万人未満	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
三万人以上	一、一一五、五五三	一、一三二、二〇〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の票数	開票の翌日	平日	休日
千人未満	一六四、一七六 円	一六七、〇四〇 円	
千人未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇	
二千人未満	三四八、八七四	三五四、九六〇	
三千人未満	四四一、二二三	四四八、九二〇	
五千人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇	
一万人未満	六二五、九二一	六三六、八四〇	
一万五千人未満	七三八、七九二	七五一、六八〇	
二万人未満	八八二、四四六	八九七、八四〇	
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日	平日	休日
-------	----	----

三万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
三万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の票数	開票の翌日	平日	休日
千人未満	二四四、七八二 円	二五四、五五六 円	
千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四	
二千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇	
三千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六	
五千人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四	
一万人未満	九一一、一三三	九四七、五一四	
一万五千人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八	
二万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二	
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日	平日	休日
-------	----	----

千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
二 三 四、三 二 七 円	三 三 四、四 八 七	四 四 三、八 八 九	五 四 四、四 三 七	六 五 四、一 八 一	七 五 四、三 九 三	八 八 六、二 六 二	一、〇 四 六、二 三 八
二 三 七、一 七 五 円	三 三 八、九 三 七	四 四 九、九 四 一	五 五 二、〇 九 一	六 六 三、四 三 七	七 六 五、二 五 一	八 九 九、〇 七 八	一、〇 六 一、五 四 六
一、一 八 一、九 五 五							一、一 六 五、四 〇 一

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
一 七 二、七 五 二 円	二 六 九、九 二 五	三 六 七、〇 九 八	四 六 四、二 七 一	五 六 一、四 四 四	六 五 八、六 一 七	七 五 七、三 八 四	九 二 八、五 四 二
一 七 五、六 〇 〇 円	二 七 四、三 七 五	三 七 三、一 五 〇	四 七 一、九 二 五	五 七 〇、七 〇 〇	六 六 九、四 七 五	七 七 〇、二 〇 〇	九 四 三、八 五 〇

千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
三 〇 九、四 一 六 円	四 三 八、〇 五 一	五 六 一、六 三 七	六 七 六、三 六 八	八 一 四、五 八 八	一、〇 二 九、〇 三 三	一、二 八 一、四 六 二	一、四 五 三、〇 二 八
三 一 九、二 〇 八 円	四 五 二、七 三 九	五 八 〇、六 七 七	六 九 九、七 六 〇	八 四 二、八 七 六	一、〇 六 五、四 八 一	一、三 二 七、一 五 八	一、五 〇 五、二 五 二
一、六 三 八、八 三 六							一、五 八 一、七 一 六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
千 人 未 滿	二 千 人 未 滿	三 千 人 未 滿	五 千 人 未 滿	一 万 五 千 人 未 滿	二 万 人 未 滿	二 万 五 千 人 未 滿	三 万 人 未 滿
二 五 一、二 九 八 円	三 七 六、九 四 七	四 八 八、六 三 五	六 〇 〇、三 三 三	七 二 五、九 七 二	九 三 五、三 八 七	一、一 七 二、七 二 四	一、三 四 〇、二 五 六
二 六 一、〇 九 〇 円	三 九 一、六 三 五	五 〇 七、六 七 五	六 二 三、七 一 五	七 五 四、二 六 〇	九 七 一、八 三 五	一、二 一 八、四 二 〇	一、三 九 二、四 八 〇

三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票所 の選挙 区の数 千人 未満	平日	休日
千人未満	六一、五七五 円	二二五、七六七 円
二千人未満	六四、五六二	三〇五、四八七
三千人未満	七六、七九一	四〇四、四四九
五千人未満	八〇、一六六	四九四、五五七
一万人未満	九二、七三七	五九三、八六一
一万五千人未満	九五、七七六	六八三、六三三
二万人未満	一〇八、八七八	八〇二、七四二
三万人未満	一二七、六九六	九四六、四七八
三万人以上	一六一、二八〇	一、〇五七、五二一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五四、一九二 円

三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票所 の選挙 区の数 千人 未満	平日	休日
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
二千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七
三千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七
五千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二
一万人未満	八八、六一六	七二五、〇四四
一万五千人未満	九三、六四六	九一三、六五九
二万人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
三万人未満	一二二、七七二	一、二八七、七一六
三万人以上	一二五、八一二	一、四〇〇、九〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	二二〇、三〇二 円

二千人以上未滿	二四〇、九二五
三千人以上未滿	三二七、六五八
五千人以上未滿	四一四、三九一
一万人以上未滿	五〇一、一二四
二万人以上未滿	五八七、八五七
三万人以上未滿	六九三、八六四
四万人以上未滿	八二八、七八二
五万人以上未滿	八九六、二四一

17 13
16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、一四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇〇、一二二

二千人以上未滿	三三〇、四五三
三千人以上未滿	四二八、三六五
五千人以上未滿	五二六、二七七
一万人以上未滿	六三六、四二八
二万人以上未滿	八二〇、〇一三
三万人以上未滿	一、〇二八、〇七六
四万人以上未滿	一、一七四、九四四
五万人以上未滿	一、二八五、〇九五

17 13
16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万四千七百四十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万七千七百六十五円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万四千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	四〇円	六六円	一八円	四〇銭	四〇銭
二 三十万以上 四十万未満	一銭	三九円	八九円	一八円	一七銭	一七銭
三 四十万以上 五十万未満	一	三九円	七一円	一八円	〇〇銭	〇〇銭
四 五十万以上 七十万未満	〇二	三八円	七五円	一七円	七五銭	七五銭
五 七十万以上 百万未満	六二	三八円	四二円	一七円	四一銭	四一銭
六 百万以上	三六	三六円	〇五円	一七円	一七銭	一七銭

2/4 (略)

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	四六円	〇三円	一八円	七八銭	七八銭
二 三十万以上 四十万未満	一銭	四四円	五五円	一八円	三六銭	三六銭
三 四十万以上 五十万未満	一	四三円	二九円	一七円	八九銭	八九銭
四 五十万以上 七十万未満	〇一	四二円	七五円	一七円	七三銭	七三銭
五 七十万以上 百万未満	九四	四二円	七三円	一七円	四八銭	四八銭
六 百万以上	三九	三九円	八二円	一七円	二一銭	二一銭

2/4 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇 円	一三、六五〇 円	一三、六〇〇 円
九 以 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	平日		金額
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)		
	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)		
休 日	七、四四二 円		二四、二七四
	二五、六一三		

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一五、二二五 円	一四、一七五 円	一三、一二五 円
九 以 上	一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇
十 三 以 上	一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	平日		金額
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)		
	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)		
休 日	六、八六六 円		二二、九六六
	二五、三二七		

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千七百三十円、休日にあつては一万八千六十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 〃 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を
除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	参議院議員選挙
都道府県	一七、四八〇、七九三	一八、七二二、四四一	二一、九八九、二七九	二二、四四一、七五〇
市区	一〇、三〇〇、四七三	一一、八〇九、九六九	一三、九八八、七五〇	一四、五二二、四七三
市	七、三五一、八一七	八、四九八、八八七	一〇、三三三、〇〇一	一〇、九八八、八八七
町	六、九八八、八八七	八、一〇〇、〇〇〇	九、九八八、八八七	一〇、五二二、四七三
村	一、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
大都市	四、二五七、五三三	四、八八八、八八七	五、七二二、四七三	六、一〇〇、〇〇〇
市(大都市を除く)	三、〇〇一、八五一	三、三三三、〇〇一	三、九八八、八八七	四、二五七、五三三
市(大都市を除く)及び町	二、〇〇一、八五一	二、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
市(大都市を除く)及び町(市を除く)	一、〇〇一、八五一	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
市(大都市を除く)及び町(市を除く)及び村	〇、〇〇一、八五一	〇、一〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	〇、三〇〇、〇〇〇
町	一、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
村	一、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 〃 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を
除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	参議院議員選挙
都道府県	一七、四八〇、七九三	一八、七二二、四四一	二一、九八九、二七九	二二、四四一、七五〇
市区	一〇、三〇〇、四七三	一一、八〇九、九六九	一三、九八八、七五〇	一四、五二二、四七三
市	七、三五一、八一七	八、四九八、八八七	一〇、三三三、〇〇一	一〇、九八八、八八七
町	六、九八八、八八七	八、一〇〇、〇〇〇	九、九八八、八八七	一〇、五二二、四七三
村	一、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
大都市	四、二五七、五三三	四、八八八、八八七	五、七二二、四七三	六、一〇〇、〇〇〇
市(大都市を除く)	三、〇〇一、八五一	三、三三三、〇〇一	三、九八八、八八七	四、二五七、五三三
市(大都市を除く)及び町	二、〇〇一、八五一	二、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
市(大都市を除く)及び町(市を除く)	一、〇〇一、八五一	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
市(大都市を除く)及び町(市を除く)及び村	〇、〇〇一、八五一	〇、一〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇、〇〇〇	〇、三〇〇、〇〇〇
町	一、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
村	一、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第四條の二第三項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略）	（略）
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）	第四条第十五項、 第四条の二第三項、 第五条第十六項及び第十三条第一項 ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）
別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略）	（略）
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）	第四条第十五項、 第五条第十六項及び第十三条第一項 ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）